

## 滋賀創業サポートネットワーク規約

### (目的)

第1条 滋賀県内のビジネスインキュベーション施設や産業振興を実施する支援機関・教育機関、専門家、コワーキングスペース等が情報交換や意見交換、交流の場を設置し、支援の質の向上、相乗効果のある事業連携により社会的課題や地域課題を解決する創業や新事業の創出に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この会の名称を「滋賀創業サポートネットワーク」とする。

### (事業)

第3条 この会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)創業や新事業の創出に関する情報提供、意見交換
- (2)BI 施設等の活用による産学官連携などに関する情報交換
- (3)県内の社会的課題や地域課題の解決に資する創業を支援するあり方の検討および研究
- (4)その他この会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 この会の事業を推進するためネットワーク会議を設置する。

2 ネットワーク会議は必要に応じて分科会を設置することができる。

### (会員)

第5条 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

### (会費)

第7条 入会費および年会費は無料とする。

2 この会の事業で臨時に経費が必要となった場合は、その都度徴収する。

### (退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

### (遵守事項)

第9条 会員は、この会の活動に積極的に参加するとともに、この会で知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(役員)

第 10 条 この会に次の役員をおき、会員の互選により選出する。

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)幹事

2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(職務)

第 11 条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 幹事は、会長および副会長と共に役員会を開催し、ネットワーク会議を推進する。

(事務局)

第 12 条 この会の事務局を公益財団法人滋賀県産業支援プラザに置くものとする。

(活動)

第 13 条 この会の目的を達成するためにネットワーク会議を年 2 回開催する。

2 分科会は必要に応じて開催するものとする。

(事業年度)

第 14 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は役員会において会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。